

鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金交付要領

平成 29 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要領は、地域住民が主体となって地域づくりに関する事業等を実施しようとして自発的に設置された地域づくり活動団体に対し、その事業の経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、住民主体のまちづくりの推進を図り、もって地域づくり協議会の設置を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 住民相互の協力によって、自己決定及び自己責任によるまちづくりのための活動を実施することをいう。
- (2) 地域づくり活動団体 地区市民センターの所管区域、小学校の区域又は公民館の区域において、地域づくり又は地域づくりに資する人材育成のための事業等（以下「補助対象事業」という。）を実施する自治会、町民会議その他の地域住民により構成される団体で、かつ、市長が適当と認めたものをいう。
- (3) 地域づくり協議会 地域づくり活動団体が、コミュニティ活動をより効果的に繰り広げ、市民主体の地域づくりを推進し、地域の課題を協議し、地域に必要な事業を実施するために設置された組織で、かつ、市長が適当と認めたものをいう。

(補助対象)

第 3 条 補助の対象は、地域づくり活動団体が補助対象事業を実施するために要する経費で、別表に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 地域活動団体の運営経費
- (2) 営利目的の事業に要する経費
- (3) 宗教又は政治活動の経費

(補助金の額等)

第 4 条 鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金（以下「補助金」という。）の額は、1 地域づくり活動団体につき年額 20 万円以内であって、補助対象事業を実施

するために要した経費の実支出額とする。

2 同一地域づくり活動団体に対する補助金は、1年度につき1回限りとし、3年を限度に連続して交付することができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域づくり活動団体（以下「申請者」という。）は、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業実施団体届出書（第2号様式）

(2) 鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業実施計画書（第3号様式）

(3) 収支予算書

(4) 地域づくり計画書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、補助金の不交付を決定したときは鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、申請内容を変更しようとする場合又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえ、必要に応じて所要の条件又は理由を付して、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 交付決定を受けた者（前条の規定による変更交付決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、市長が特に必要と認めるときは、概算払による補助金の交付を請求

することができる。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を請求しようとする者は、当該補助金について、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金概算払請求書（第8号様式）により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告等）

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業実施報告書（第10号様式）

（2）収支決算書

（3）費用を支払ったことを証明する書類

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施の確認をするため必要があるときは、当該交付決定を受けた者に対して活動内容を報告させることができるものとする。

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めた場合は、補助金の交付額を確定し、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により当該報告をした者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金精算払請求書（第12号様式）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。ただし、第8条第3項の規定により概算払による補助金の交付があった場合は、当該補助金の額が前条の規定により確定した額以上であるときは、この限りではない。

2 市長は、前項本文の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業の実施について不正行為があったとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、鈴鹿市地域づくり活動団体設置事業補助金交付決定取消し通知書（第13号様式）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合で、当該取消しの部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 市長は、第8条第3項の規定により概算払により補助金を交付した場合で、当該補助金の額が第10条の規定により確定した額を超えるときは、その超えた額について、期限を定めて返還を求めるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

費目	経費の種類
1 報償費	講師・専門家等への謝礼，調査・研究等に係る報償費等
2 旅費	交通費（日常の活動に要するものを除く。），通行料金，宿泊費等
3 需用費	資材・書籍等の購入費，チラシ・ポスター・報告書等の印刷費，材料費，消耗品費等
4 役務費	翻訳・原稿料，通信運搬費，保険料等
5 使用料及び賃借料	会場使用料，車両・機具等の賃借料等
6 その他経費	市長が特に必要と認める経費

